

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (都市公園)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定	判定理由
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	都市公園は、都市の公共空地を確保する観点からも必要で、公共性が高く公の施設として管理運営する必要がある。指定管理者の主な業務は、施設の管理運営と公園敷地等の維持管理であり、指定管理者制度による管理運営が可能である。よって現状においては指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○	
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○	
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○	現状では、公園や緑地管理について民間事業者による適切な管理運営がなされている。また、地域や利用者等の要望に沿った対応や民間事業者が独自でイベントを開催することも十分可能であり、安定した経営や利用者ニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能であると判断できる。
		①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○	
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○	有料施設は、利用料金収入があるが、基本的に公園は、占用しない限り無料で利用できるものであり、また緑地管理も収入を生み出すものではない。収入のない公園や緑地については、税負担による施設管理が必要となるが、指定管理者制度での管理運営を行うことで市が直営で管理運営するよりコスト削減ができています。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○	
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×	
指定管理者制度導入判定		(委員のコメント) ①指定管理者制度で管理運営を行うことで市直営と比較した場合、利用者ニーズに応じた柔軟できめ細かなサービスの提供が可能となり、且つ効率的な管理運営が行えることから、指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②都市公園内に設置されている体育施設については、平成30年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方針が示されることから、計画に基づいた管理運営等の整理ができるように2年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等の検討を行うこと。 ③老朽化が進んでいる施設もあるので今後の施設のあり方についても「福知山市スポーツ推進計画」を踏まえて整理すること。 【判定結果】 現指定管理者による指定期間延長(2年間)で対応	○	(見直し等の場合時期について記載) 今回2年間の指定期間延長を行なうが、漫然と延長した期間を管理運営するのではなく、より一層の公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。 あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。 都市公園(三段池公園・長田野公園)内にあるテニスコートについて、三段池公園テニスコートにおける利用者数の増加及び市民運動場庭球場における利用者数の減少という実態を踏まえて部局横断で、関係部署等と協議しながら施設の集約化等について検討を行うこと。

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (福知山市都市緑化植物園・緑の相談所)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		判定理由
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○ ○ ○	○	都市緑化植物園は、福知山市緑化推進活動の拠点となっており、公共施設として管理運営すべき施設である。 施設の設置目的及び業務内容から指定管理者による管理運営は妥当と判断する。
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○ ○ ○	○	民間事業者等が管理運営することにより、四季を通じて植物の入替えを行うなどきめ細かなサービスの提供が可能である。 また、「緑の相談所」として身近な花と緑に関する無料相談を実施し、市民へのサービス向上が図れている。 民間事業者による施設の安定性・継続性の確保は可能であると判断する。
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○ ○ ×	○	指定管理料と利用料金により施設の管理運営を行っている。都市緑化植物園で有料施設は温室の部分のみとなっている。(公園部分は無料) 民間事業者が管理運営を行うことにより市直営と比較してコスト削減ができていますが、利用料金のみでの管理運営は困難であり、税負担が必要となっている。
指定管理者制度導入判定		(委員のコメント) ①指定管理者制度で管理運営を行うことで市直営と比較した場合、利用者ニーズに応じた柔軟できめ細かなサービスの提供が可能となり、且つ効率的な管理運営が行えることから、指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②都市公園内に設置されている体育施設については、平成30年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方針が示されることから、都市公園内にある都市緑化植物園は、他の施設と関連して指定管理者募集の方法等を整理する必要があるため、指定期間を2年間延長し対応する。 【判定結果】 現指定管理者による指定期間延長(2年間)で対応		○	(見直し等の場合時期について記載) 今回2年間の指定期間延長を行なうが、漫然と延長した期間を管理運営するのではなく、より一層公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。 あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。 都市緑化植物園についても、他の都市公園内に設置されている施設の指定管理者募集の方法等について整理を行うこと。

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (市民体育館・市民運動場・由良川猪崎河川敷運動広場)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定	判定理由
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○ ○ ○	市民体育館等は、市民からの利用需要が高く、福知山市のスポーツ振興と市民の健康づくりのための施設である。 市民がスポーツ活動に参加する機会の充実や活動支援の充実を図るため公共施設として指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○ ○ ○	他市においても同種のサービスを提供する民間事業者は多数あり、民間団体等に管理運営を任すことで施設の安定性・継続性を確保することは可能である。 市直営より指定管理者制度での管理運営を行うことで利用者ニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができる。
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○ ○ ×	指定管理者制度による管理運営を行うことで市直営に比べてコスト削減が図れている。 しかし、施設の収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難であり、税負担が必要となっている。 また、スポーツ教室や健康体操の講座を実施するなどサービス向上が見込める。
指定管理者制度導入判定		(委員のコメント) ①指定管理者制度で管理運営を行うことで市直営と比較した場合、利用者ニーズに応じた柔軟できめ細かなサービスの提供が可能となり、且つ効率的な管理運営が行えることから、指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②体育施設については、平成30年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方針が示されることから、計画に基づいた管理運営等の整理ができるように2年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等の検討を行うこと。 ③老朽化が進んでいる施設もあるので今後の施設のあり方についても「福知山市スポーツ推進計画」を踏まえて整理すること。 【判定結果】 現指定管理者による指定期間延長(2年間)で対応	○	(見直し等の場合時期について記載) 今回2年間の指定期間延長を行なうが、漫然と延長した期間を管理運営するのではなく、より一層の公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。 あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。 特にテニスコートについては、三段池公園テニスコートにおける利用者数の増加及び市民運動場庭球場における利用者数の減少という実態を踏まえて部局横断で、関係部署等と協議しながら施設の集約化等について検討を行うこと。

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (温水プール)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定	判定理由	
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	△	△	多くの市民が利用している施設であるため市民ニーズは高いが、民間による運営も可能であり、全国的にも民間によるプールの経営の事例は多い。 しかし、築30年以上が経過し、毎年施設の不具合が発生し修繕を行いつつ施設運営を行っており、老朽化への対応が必要となっている。 現状においては、指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	△		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	△		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	温水プールなどのスポーツ施設は、民間事業者による管理運営は全国的に実績があり、事業の安定性・継続性の確保は可能と考える。 指定管理者が管理運営を行うことで利用者ニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	現状においても指定管理者制度による管理運営により市直営に比べてコスト削減が図れている。 しかし、施設単体での収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難となっており、税負担が必要な状況である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p>(委員のコメント)</p> <p>①指定管理者制度で管理運営を行うことで市直営と比較した場合、利用者ニーズに応じた柔軟できめ細かなサービスの提供が可能となり、且つ効率的な管理運営が行えることから、指定管理者制度の導入が妥当と判断する。</p> <p>②温水プールについては、平成30年度策定予定の「福知山市スポーツ推進計画」において、福知山市の体育施設のあり方の方針が示されることから、計画に基づいた管理運営等の整理ができるように2年間の指定期間延長し、施設のあり方も含めて市としての方針を整理した上で改めて指定管理者の募集等の検討を行うこと。</p> <p>③築30年以上が経過し、毎年修繕が必要な老朽化が進んでいる施設であるので今後の施設のあり方について「福知山市スポーツ推進計画」を踏まえて整理すること。</p> <p>【判定結果】 現指定管理者による指定期間延長(2年間)で対応</p>	○	<p>(見直し等の場合時期について記載)</p> <p>今回2年間の指定期間延長を行なうが、漫然と延長した期間を管理運営するのではなく、より一層の公共施設サービスの質的向上と経済面での節約について指導・管理を行うこと。 あわせて、施設所管課として、毎年度指定管理者の管理運営状況の実績についてモニタリングの徹底を行うこと。 現在の施設の維持管理だけでなく、今後の施設のあり方について検討を行うこと。</p>	